

## 第5章 実施体制と計画の検証

### 5-1 実施体制

第4章の具体的な施策を、今後着実に進めていくため、荒川区だけでなく、関係官公署、専門家団体等と連携を図りながら、その実施体制を構築してまいります。

#### (1) 荒川区における推進体制

空き家の問題が広範かつ多分野にまたがることから、区における推進体制を横断的に展開することとし、空き家の相談窓口を中心に、必要に応じて関係部署と連携を図り、空き家対策を推進します。

#### (2) 関係官公署との連携

密接に関係する荒川区内の各警察署、各消防署、荒川都税事務所と協力、連携を図り、総合的な推進体制を構築します。

#### (3) 専門家団体等との連携

空き家化の予防、空き家の所有者や管理者への啓発、中古住宅としての活用促進、管理不全の防止や空き家の跡地の活用を柱とした総合的な空き家対策を推進するため、民間事業者や専門家が組織する関係団体との協定締結等により連携を図ります。

また、空き家等の集中的・連鎖的な活用、再生を目指し、空き家を活用したエリアリノベーションの取組を行う荒川区内の民間事業者や団体、個人などが参加する会議体の活動を支援します。

さらに、空家等特措法第23条第1項に基づく空家等管理活用支援法人について、その活用方法を検討し、荒川区の実情やニーズに応じて指定を行います。

#### (4) 荒川区特定空家等対策審査会

区が、管理不全空家等や特定空家等の判断、管理不全空家等や特定空家等に対する措置の実施等の重要な意思決定を行う際に、「荒川区特定空家等対策審査会」を組織して、専門的見地からの意見を聴取します。

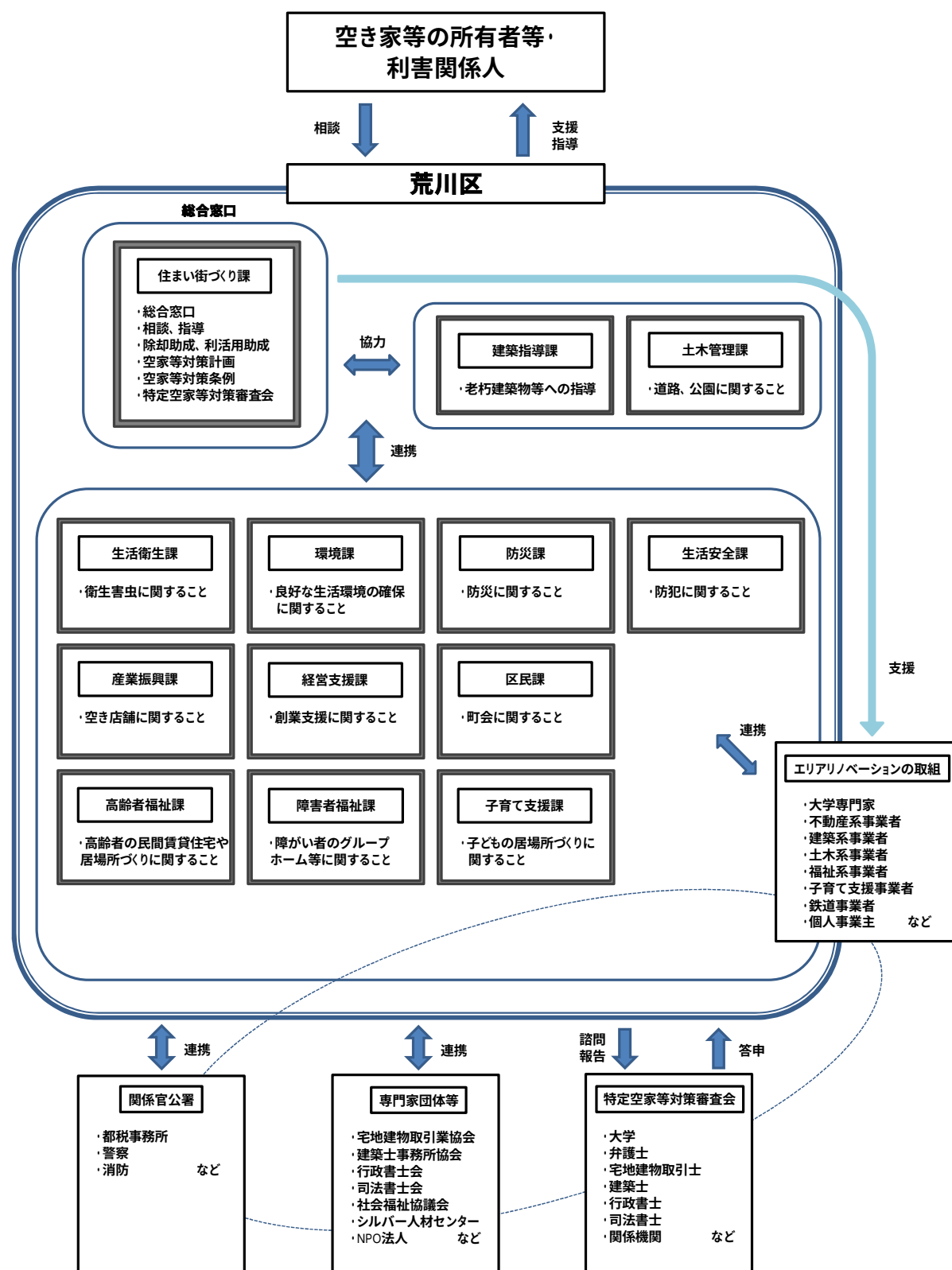


図 15 空き家対策の実施体制

## 5－2 計画の検証

本計画は定期的に見直しを行う必要があります。見直しにあたっては、各施策・事業の進捗を評価し、また、新たな施策を検討することとします。

それぞれの施策の効果が薄い場合や、施策に不足がある場合は計画の改定作業の中で検討し、さらに法的な根拠をもって制度を整える必要が生じた場合は、条例改正を検討します。

このような見直しは、PDCAサイクル（計画⇒実行⇒確認⇒見直し）に沿って実施します。

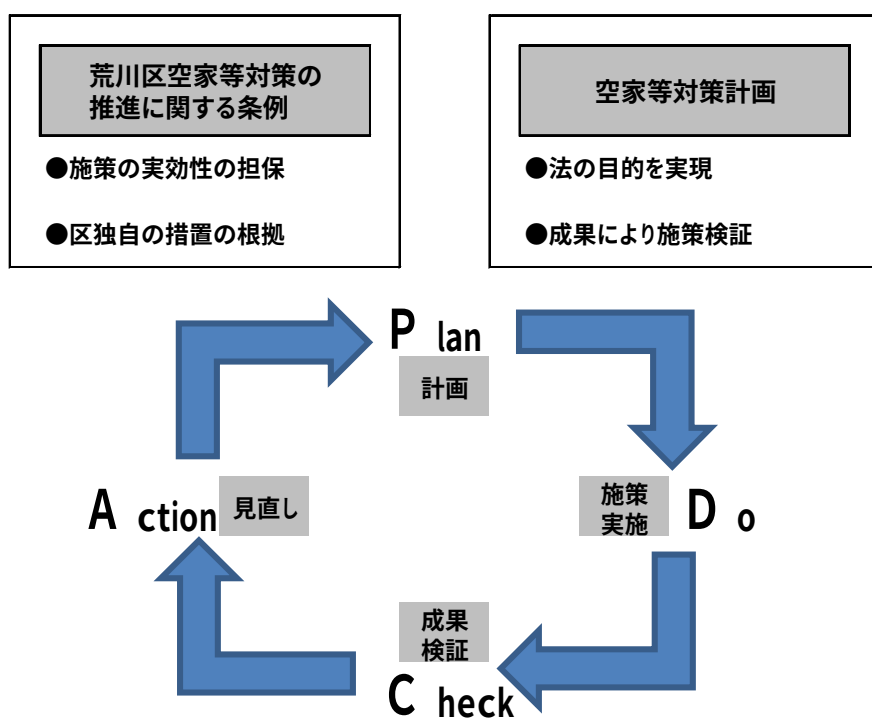


図 16 計画の検証